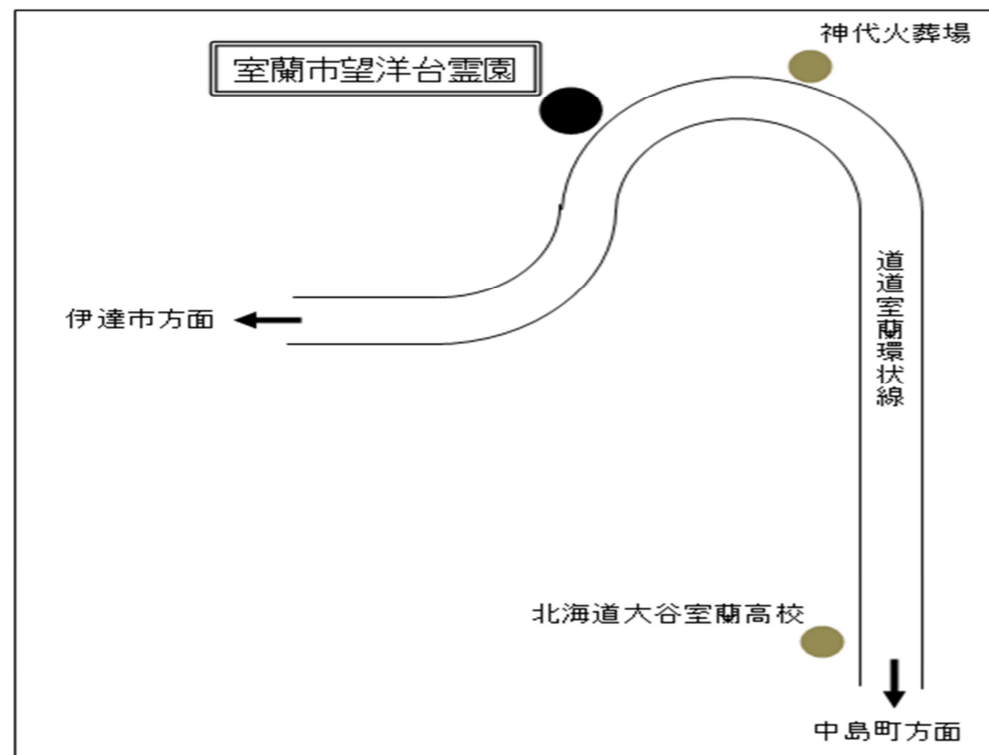
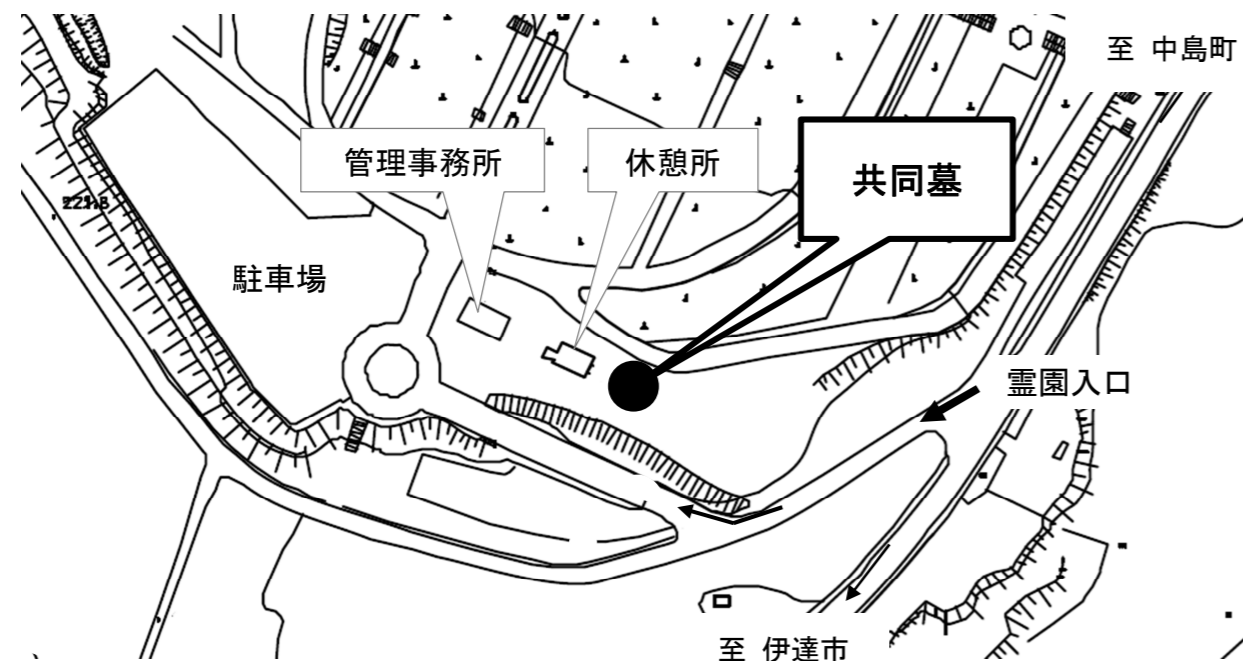


○望洋台霊園の案内図



○望洋台霊園内の共同墓案内図



★共同墓のお問い合わせ先

○室蘭市 生活環境部 戸籍住民課墓園管理係 (むろらん広域センタービル)  
 \*住所: 海岸町1丁目4番1号 \*電話番号: 0143-25-2382 (係直通)  
 \*受付時間: 午前8時45分から午後5時15分まで

# 室蘭市共同墓のご案内



## 共同墓の利用を検討される方へ

- ・室蘭市共同墓は、骨箱から焼骨のみを取り出して直接埋蔵するお墓です。
- ・骨箱や骨壺での保管ではありませんので、埋蔵すると二度と取り出すことができません。
- ・十分な収容数を確保していますので、ご利用に当たっては、焦らず、ご親族と相談いただいてから、お申し込み下さい。  
(令和5年12月末現在 埋蔵体数2,707体)

## 1 使用できる方（使用要件）

次のいずれかに該当する方が使用できます。

- (1)亡くなった方が室蘭市民の場合（過去に室蘭市民であった場合も可）
- (2)焼骨を管理している方（共同墓の利用を申請する者）が室蘭市民の場合
- (3)市営墓地を返還し、共同墓に改葬される方

## 2 使用料・管理手数料

・使用料等 **8,500 円**（焼骨 1 体につき）

（上記の内訳～使用料：8,200 円、管理手数料：300 円）

※上記の使用料等は、1 回のみで、その後の支払いは必要なく、いわゆる永代管理となります。

## 3 お申込み場所・時間

- ・受付場所：室蘭市 生活環境部 戸籍住民課墓園管理係  
〒051-8530 室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号 むろらん広域センタービル 1 階  
電話：0143-25-2382（係直通）
- ・受付時間：午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 1 5 分まで  
※土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く

## 4 お申込みに必要な書類

下記に当てはまる場合、それぞれの書類が必要です。2 つ該当する場合は両方が必要になります。

- ① 市営墓地から改葬する場合…墓地使用許可証
- ② 市内のお寺から改葬する場合…焼骨収蔵証明書（お寺が発行）
- ③ 他市町村から改葬する場合…改葬許可証（現在、お骨のある市町村が発行）
- ④ 申請者が市外居住者かつ①以外の場合…亡くなった方が室蘭市民であった事を証明する書類

## 5 申請から埋蔵までの流れ

- ①申請書の提出、埋蔵日時の決定  
↓※申請日から概ね 1～2 ヶ月後の埋蔵日のご案内になります。  
↓
- ②使用料等の納付  
↓
- ③使用許可証の受領  
↓
- ④共同墓への埋蔵

## 6 埋蔵（納骨）について

- ・お骨の埋蔵日は、4 月から 1 1 月までの毎週土曜日です。（お盆・お彼岸時期を除く）
- ・埋蔵の日時は、申請時に決定します。申請前の日時予約はできません。
- ・お骨以外の副葬品は埋蔵できません。
- ・埋蔵は、霊園管理人が立ち会いの上、申込者・そのご家族・ご親族の方に行って頂きます。
- ・悪天候等により、埋蔵日時が変更になる場合がありますので、ご了承ください。
- ・埋蔵当日の持ち物
  - ① お骨
  - ② 共同墓使用許可証
  - ④ 焼骨証明書類：
    - ア 自宅でお骨を管理している場合：火葬許可証（骨箱に入っています）
    - イ 市営墓地から改葬する場合：墓地使用許可証（室蘭市が発行済みのもの）
    - ウ 市内のお寺から改葬する場合：焼骨収蔵証明書（お寺が発行）
    - エ 他市町村から改葬する場合：改葬許可証（現在、お骨のある市町村が発行）

## 7 お参りについて

- ・ご供花を置く献花台を用意していますが、供物はお持ち帰り願います。
- ・様々な宗派の方々が埋蔵されますので、宗教的儀式は周囲の方にご配慮ください。
- ・埋蔵者についてのお問い合わせは、墓園管理係までご連絡ください。ただし、申請者の情報は個人情報保護の観点からお答えできません。
- ・大勢の方にご利用いただいておりますので、混雑時には随時供花を下げさせていただきます。

## 8 墓誌への刻字について

埋蔵される方のお名前（生前の氏名）を刻字する墓誌を設置しており、**刻字を希望される方**は、利用することができます。

- (1) 墓誌使用のお申し込みに必要な書類
  - ・共同墓墓誌使用許可申請書（墓園管理係にあります。）
- (2) 墓誌の使用料等について
  - ・焼骨 1 体につき、**25,000 円**（別途、石材業者に刻字作業の料金を支払う必要があります。）
- (3) 刻字について
  - ・刻字は民間の石材業者が行いますので、利用者様から直接石材業者にご連絡願います。
  - ・刻字を依頼する際は、市が発行する墓誌の使用許可証を石材業者に提示してください。
  - ・墓誌への刻字は、字体・寸法の指定がありますので市の担当者にご確認の上、指定内容について、石材業者にお伝えください。
  - ・生前に名前を刻字することはできません。

## 9 その他

- ・市では、宗教的な儀式は行いませんので、儀式を行う際は、利用者の方で手配願います。
- ・埋蔵したお骨は、取り出すことができません。ご家族やご親族とご相談のうえ申請願います。
- ・納入された使用料及び管理手数料は、お骨の埋蔵後は返還できません。
- ・お骨を埋蔵した後の骨箱・骨壺は、利用者が希望される場合は、市で処分致します。
- ・ご利用に当たっては、職員の指示に従ってください。

## 10 生前予約について

利用を希望する方と責任埋蔵者との約束を書面で証明するために生前予約を受け付けています。予約時に使用料を納付する事はできず、実際に利用する際には予約をされていない方と同様の手続きが必要になります。また、お骨を埋蔵する「責任埋蔵者」を選定していただく必要があります。

- (1) お申し込みに必要な書類
  - ・共同墓生前予約使用許可申請書（墓園管理係にあります。）
  - ・住民票（申請者が室蘭市民の場合は必要ありません）
  - ・過去に室蘭市民であった場合…室蘭市民であった事を証明する書類
- (2) 使用料等について  
生前予約を申し込む際は、申請書の提出のみとなり、実際に共同墓を使用する際に、責任埋蔵者に改めて使用許可申請をして頂き、その際に使用料及び管理手数料を納付して頂きます。
- (3) 責任埋蔵者の変更  
責任埋蔵者を変更する場合は、「生前予約使用に係る住所氏名等変更届」を提出してください。
- (4) 生前予約をしなくても共同墓はご利用いただけます  
共同墓は、今後の長期的な利用を見込んで設計しており、生前予約をされなくても問題なく利用できます。